

高津川河川整備アドバイザー会議 公開規定

(目的)

第1条 本規定は、高津川河川整備アドバイザー会議（以下、「会議」という。）規約第6条に基づき、会議の公開方法等を定めるものである。

(会議開催の周知)

第2条 会議の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省浜田河川国道事務所ホームページ（以下、「HP」という。）により一般に周知する。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則として報道機関を通じて公開とする。

2 会議の配付資料は、貴重種が存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、HPにて公表する。

3 会議の議事録をHPにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

(その他)

第4条 この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、会議で定める。

附則

(施行期日)

この規定は平成29年9月21日から施行する。